

## 国立大学法人滋賀医科大学役職員行動規範

平成26年2月19日策定

平成27年3月26日改定

国立大学法人滋賀医科大学（以下「滋賀医科大学」という。）は、その社会的使命と業務の公共性から、高い倫理性に基づいて、厳格に法令等を遵守するとともに、健全で公正な大学運営を求められています。

その要請に応えるためには、役員並びに教職員（以下「役職員」という。）の一人ひとりが高潔な倫理観、価値観を保持し、誠実かつ公正に業務を遂行することが必要です。

ここに、滋賀医科大学の理念と目標のもと、「滋賀医科大学役職員行動規範」を定め、役職員が不断の実践に努めます。

### 1. 人権の尊重

役職員は、一人ひとりの人格及び人権を尊重するとともに、あらゆる差別やハラスメントを許さず、侵害行為に対しては厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努めます。

### 2. 法令の遵守

役職員は、関係法令等及び学内諸規則を遵守し、健全かつ適正な業務を遂行し社会からの信頼確保に努めます。

### 3. 反社会的勢力への対応

役職員は、国民からの信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のため、反社会的勢力との関係を遮断し排除します。

### 4. 教育・研究・診療等における社会的使命の自覚

役職員は、滋賀医科大学の果たすべき社会的使命を自覚し、教育・研究・診療等の活性化を通じて地域に貢献するとともに、滋賀医科大学の名誉及び信用を傷つけることのないよう取り組みます。

### 5. 積極的な情報公開、個人情報の保護及び知的財産権の尊重

役職員は、正確な情報を積極的に公開するとともに、個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払います。

### 6. 安全衛生及び健康の確保

役職員は、安全衛生及び健康の確保に留意し、学習環境、職場環境、診療環境の向上に努めます。

7. 大学資産等の適正な管理

役職員は、大学資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的のみに使用し、不正にこれを用いません。

8. 環境への配慮

役職員は、環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進します。